



奨励金についての

Q&A

Q1

「介護事業所等」ってどんな施設のことを言うのですか？
「介護職員等」ってどんな職員のことを言うのですか？



未来さん

舞鶴市職員
役所 広太**A1**

「介護事業所等」は下の表のサービスを提供する事業所です。事業所の提供するサービスごとに「介護職員等」の職種も表に掲載しています。該当になるかどうか確認してくださいね。

介護保険法および老人福祉法の規定に基づく事業所

事業所の種類	職種
訪問介護	訪問介護員、サービス提供責任者
訪問入浴介護	介護職員
通所介護	介護職員
通所リハビリテーション	介護職員
短期入所生活介護	介護職員
短期入所療養介護	介護職員
特定施設入居者生活介護	介護職員、計画作成担当者
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員
地域密着型通所介護	介護職員
認知症対応型通所介護	介護職員

事業所の種類	職種
小規模多機能型居宅介護	介護従業者、介護支援専門員
認知症対応型共同生活介護	介護従業者、計画作成担当者
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護職員、計画作成担当者
地域密着型介護老人福祉施設	介護職員、介護支援専門員
居宅介護支援	介護支援専門員
介護予防支援	介護支援専門員
介護老人福祉施設	介護職員、介護支援専門員
介護老人保健施設	介護職員、介護支援専門員
養護老人ホーム	介護従業者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく事業所

事業所の種類	職種
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	従業者、サービス管理責任者
療養介護	生活支援員、サービス管理責任者
生活介護	生活支援員、サービス管理責任者
自立訓練（機能訓練）	生活支援員、サービス管理責任者
自立訓練（生活訓練）	生活支援員、地域移行支援員、サービス管理責任者

事業所の種類	職種
就労移行支援	生活支援員、サービス管理責任者
就労継続支援（A型・B型）	生活支援員、サービス管理責任者
自立生活援助	地域生活支援員、サービス管理責任者
共同生活援助	生活支援員、サービス管理責任者
施設入所支援	生活支援員、サービス管理責任者
計画相談	従業者

Q2

舞鶴市内の介護事業所から、他の事業所に転職したのですが、支給要件の「新たに就職した」に該当しますか？

**A2**

舞鶴市内の事業所から舞鶴市内の他の事業所に介護職員として転職した場合、離職期間が1年以上あるときは、「新たに就職した」という要件を満たします。

過去1年の間に上の表に記載のサービスを提供する舞鶴市内の事業所で、奨励金の支給対象となる職種で働いていたことがある場合は支給要件の対象外となります。

**OK****支給要件に該当するパターン**

- はじめての介護事業所等への就職
- 介護職員をしていたが上表のサービス提供事業所ではない
- 舞鶴市外の介護事業所等で介護職員をしていたが舞鶴市内の介護事業所等に転職した
- 舞鶴市内の介護事業所等で介護職員等で働いていたが1年以上前のことである
…など

NG**支給要件に該当しないパターン**

- × 舞鶴市内の介護事業所等で介護職員等として過去1年以内に働いていたことがある
- × 舞鶴市外の介護事業所等で働いていたが、人事異動により舞鶴市内の事業所で働くことになった

…など

Q3 介護職員として働きはじめましたが、非常勤職員としての採用でした。試用期間が終わって常勤職員となったのですが、奨励金の支給対象になりますか？



A3 常勤職員であることが要件である就労奨励金（転入・復職・継続）については、同じ事業所（職場）で、非常勤から常勤へと採用区分が変更になった場合も、支給の対象となります。ただし、非常勤職員としての採用が令和7年4月以降の場合となりますので、令和7年4月よりも前から働いている方については対象外となります。
訪問介護職員等就労奨励金については、非常勤職員も対象ですので、申請時に提出された就労証明書をもとに審査させていただきます。



Q4 舞鶴市外に住んでいるのですが、対象になりますか？



A4 「転入奨励金」は舞鶴市に転入された人を対象にしていますので対象外となりますが、それ以外の奨励金をご申請いただけます。



Q5 年齢制限はありますか？



A5 ありません。



Q6 市役所の窓口に行かないと申請できませんか？



A6 郵送等でもご申請いただけます。確認事項等がある場合は電話にてお問い合わせさせていただきますので、日中の都合のいい時間帯・曜日をお知らせいただくか、着信があった場合に折り返しいただけるようご協力をお願いします。
郵送先は以下のとおりです。
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市役所 まいづる福祉人材未来プロジェクト担当 あて



Q7 西支所や加佐分室でも相談や申請ができますか？



A7 相談や申請は本庁（高齢者支援課または障害福祉・国民年金課）のみでの対応となります。ご了承ください。



Q8 令和7年4月に常勤の介護職員等として新たに介護事業所等に就職したのですが、事情があって退職してしまいました。申請できますか？



A8 できません。



Q9

令和7年4月に市内の介護事業所に新たに介護職員として就職し、奨励金を申請しないまま退職しました。今は別の市内介護事業所で介護職員として働いています。今の状況だと「新たに」の要件から外れてしまいますか？



A9

退職されたご事情等についてお話を聞かせていただきたいと思いますので、個別にご相談ください。

Q10

対象になると思うのですが、仕事を長期間休んでいます。申請できますか？



A10

休業中の方については、「職場に復帰されたタイミング」であらためてご相談ください。

Q11

今から就職するので対象になると思うのですが、就職後は忙しくなるので今のうちに申請したいです。できますか？



A11

申請は勤務開始日以降でないと受付できません。就職してからご申請ください。郵送や代理提出でも受付可能です。

Q12

申請期限はありますか？



A12

勤務開始日から3ヶ月以内にご申請をお願いします。ただし、令和7年4月～12月に就職された方は、令和8年3月31日が申請期限となります。

Q13

申請期限を過ぎてしまった場合はどうなりますか？



A13

期限を過ぎた申請は、理由を問わず一切受け付けることができません。必ず余裕を持って申請してください。

Q14

介護福祉士などの資格がなくても申請できますか？



A14

転入奨励金、復職奨励金、継続就労奨励金については、無資格でも介護職員として採用されていれば、ご申請いただけます。ただし、介護職員でなく介護助手として採用された場合は奨励金の支給対象外となります。

Q15 【訪問介護職員等就労奨励金について】
登録ヘルパーでも申請できますか？



A15 登録ヘルパーの方でも、週12時間以上の勤務があり、過去1年以内に舞鶴市内の介護事業所等で就労されていなければ申請いただけます。

Q16 【訪問介護職員等就労奨励金について】
登録ヘルパーなのですが、A事業所で8時間、B事業所で8時間就労しています。支給対象になりますか？



A16 A事業所、B事業所のいずれの事業所においても令和7年4月以降に新たに就労されているのであれば、申請していただけます。申請の際には、A事業所、B事業所の両方の就労証明書をご提出ください。

Q17 【訪問介護職員等就労奨励金について】
申請後に週の勤務時間が変更になったらどうなりますか？



A17 奨励金の支給金額については申請書や就労証明書の内容等をもとに審査のうえ決定します。勤務時間や勤務日数が変更になった場合は、速やかに「異動届出書」を提出してください。支給対象となる条件（週12時間以上勤務）を満たさなくなった場合や、著しく条件が変わった場合は、返還を求める可能性があります。

Q18 【復職奨励金について】
A事業所で6ヶ月、B事業所で7ヶ月、介護職員としての勤務実績があり、過去1年の間は介護職員として働いていません。復職奨励金を申請できますか？



A18 A事業所での6ヶ月間の就労実績と、B事業所での7ヶ月の就労実績を合算すると、1年以上の就労実績がありますのでご申請いただけます。なお、この「1年以上の実績」を計算するにあたっては、実際に業務に従事した期間を指しますので、産前産後休暇、育児休業、病気休暇、介護休業等の期間は、勤務実績（就労期間）には含まれません。

Q19 【復職奨励金について】
復職奨励金の申請にあたって、以前勤務していた事業所に市が問い合わせをすることはありますか？



A19 原則として、市から以前の勤務先へ直接問い合わせを行うことはありません。ただし、提出された書類の内容に不明な点がある場合や、事実関係の確認が困難な場合には、適正な審査を行うため、例外的に以前の勤務先を含めた関係各所へ事実確認を行うことがあります。

Q20 【転入奨励金について】
自分が対象期間内に転入したかどうかの計算方法を教えてください。



A20 勤務開始日を基準に、以下の期間内に転入届（住民票の異動）を提出していれば対象となります。
・始期：勤務開始日の属する月の「6ヶ月前の月の初日」
・終期：勤務開始日の属する月の「3ヶ月後の月の末日」
たとえば、4月15日に勤務を開始した場合は、6ヶ月前が10月なので前年10月1日から、3ヶ月後は7月なので同年7月31日までとなります。この期間内に住民票を移していれば対象です。



Q21 【転入奨励金について】
「転入をした者に準ずる者」とは、具体的にどのような人を指しますか？



A21 たとえば、住民票の異動は期間外だが、実態として期間内に生活拠点を市内に移し、やむを得ない事情（前住居の契約関係や家族の事情等）で届出が遅れたことが客観的に証明できる方を想定しています。個別に窓口へご相談ください。



Q22 【転入奨励金について】
申請後に市外へ引っ越す予定がある場合はどうなりますか？



A22 この奨励金は、市内介護施設への就業と市内への定住を促進するものであるため、申請時点および支給決定時点で市内に住民登録があることが必須です。また、支給後に短期間で市外へ転出した場合、返還規定の対象となる場合がありますのでご注意ください。



Q23 【転入奨励金について】
市内にアパートを借りましたが、住民票は市外の実家のままです。対象になりますか？



A23 なりません。ご事情がある場合は個別にご相談ください。



Q24 【転入奨励金について】
以前、舞鶴市に住んでいて、一度市外へ出てから戻ってきました。この場合も「転入」に含まれますか？



A24 はい、含まれます。過去の居住歴の有無にかかわらず、今回の勤務開始に関連して定められた期間内に市外から転入していれば対象となります。ただし市外へ転出していた期間が著しく短いときは転入者とみなさない場合があります。





まいづる福祉人材未来プロジェクトに関するお問い合わせは
舞鶴市高齢者支援課 ☎0773-66-1013
障害福祉・国民年金課 ☎0773-66-1033 まで



お気軽にご連絡ください!

